

都市計画運用指針改正案（新旧対照表）

（Ⅴ．都市計画決定手続等）

改正案	現 行
<p>Ⅴ．都市計画決定手続等</p> <p>1．都市計画決定手続にかかる基本的考え方 （略）</p> <p>2．個別の都市計画決定手続等について</p> <p>（公聴会・説明会の開催等） ～ （都市計画に関する人材育成及び専門家の活用） （略）</p> <p><u>（都市計画の構想段階における手続）</u></p> <p><u>（1）趣旨・目的</u></p> <p><u>近年、市民ニーズの多様化や市民のまちづくりへの参加意識の高まり等を背景に、都市計画においても、より早期の段階から検討内容を開示し市民参画を進める取組を講じるなど、手続の客観性、透明性を高め、段階的に市民の合意を得ながら計画の熟度を高めていく取組の必要性が高まってきているところである。</u></p> <p><u>また、平成25年度より改正環境影響評価法の施行に伴い、方法書を作成する前の、事業に係る概ねの位置や規模等を検討する計画の立案段階（以下「構想段階」という。）における環境の保全の見地からの手続として配慮書手続が導入されることとなり、当該手続の対象となる都市施設又は市街地開発事業（以下「都市施設等」という。）について都市計画に定めようとする場合においては、都市計画決定権者は、事業を実施しようとする者（以下「事業施行予定者」という。）に代わって当該手続を講じることとされたところである。</u></p> <p><u>一方、都市計画法においては、都市計画の</u></p>	<p>Ⅴ．都市計画決定手続等</p> <p>1．都市計画決定手続にかかる基本的考え方 （略）</p> <p>2．個別の都市計画決定手続等について</p> <p>（公聴会・説明会の開催等） ～ （都市計画に関する人材育成及び専門家の活用） （略）</p>

案を作成しようとするこの段階における具体の  
手続は定めていないものの、本来、都市計  
画は、環境面のみならず、社会面、経済面  
なども含めた検討を通じて定められるべきもの  
であることに鑑みれば、都市計画決定権者が  
当該配慮書手続を講じる場合においては、こ  
れに併せて都市計画上の見地からの総合的な  
検討を行うなど、適切な対応を図ることが必  
要となるものと考えられる。

このような背景の下、都市計画決定権者に  
おいては、早期の段階から検討内容等を開示  
し、市民参画を進めていくことが必要な都市  
施設等の都市計画について、都市施設等の概  
ねの位置や規模など概略の案を総合的に評価  
し、その結果を基に住民意見を聴取、反映し  
つつ計画の熟度を高めていくプロセスとし  
て、以下に記載する各事項に基づく手続（以  
下「都市計画の構想段階手続」という。）を  
講じることが求められる。

なお、本項は、環境影響評価法の改正に伴  
う当面の措置として、同法に基づく配慮書手  
続の対象となる都市施設及び市街地開発事業  
について記載しているが、今後、国において  
も、さらに当該都市計画の構想段階手続の充  
実を図ることとする。

## **（２）構想段階手続の基本的考え方**

### **① 構想段階手続の概要**

都市計画の構想段階手続とは、前述のと  
おり、都市計画決定権者が、対象とする都  
市施設等の都市計画について、都市計画の  
マスタープランを策定してから、都市計画  
の案の公告・縦覧に至るまでの間の都市計  
画の案を作成しようとする過程の中で、都  
市施設等の概ねの位置や規模など都市計画  
の概略の案を検討する計画の立案段階にお  
いて講じる手続であり、手続の概要は、お  
おむね以下のとおりである。

#### **1) 複数の都市計画の概略の案の設定**

－手続の対象となる都市施設等の概ねの  
位置や規模など、都市計画の概略の案を  
複数を基本として設定。

#### **2) 複数の都市計画の概略の案の評価（構 想段階評価）**

－設定した複数の都市計画の概略の案毎に、都市計画上の見地から総合的に評価を実施。この際、その評価の結果等については住民等の意見を聴取。

### 3) 都市計画の概略の案の決定

－構想段階評価の結果、及び住民意見等を踏まえ、都市計画の案のもととなる都市計画の概略の案を決定。

## ② 上位計画への適合性等

都市計画の構想段階手続は、都市計画の案を作成しようとする過程の手続として行われるものであることから、構想段階手続を経て決定される都市計画の概略の案は、法の趣旨に照らし、国の計画に適合するとともに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものとすのほか、対象となる都市施設等の都市計画を市町村が定める場合においては、市町村の都市計画に関する基本的な方針に即したものとすべきである。

また、構想段階手続を受け、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針又は市町村の都市計画に関する基本的な方針における記述、表現等の具体化を図る必要が生じた場合には、できる限り速やかにこれを反映させる措置を講じることが望ましい。

## ③ 事業施行予定者との連携

都市計画の構想段階手続を講じるにあたっては、都市計画決定権者として、事業実施想定区域等の十分な情報等をもとに現実的かつ合理的な複数の概略の案を設定する必要があること、また、事業等に係る十分な情報開示のもとに、的確に住民意見等を聴取する必要があること等から、事業施行予定者から情報の提供を受けるとともに適宜状況等を確認するなど、事業施行予定者とも十分な連携を図ることが必要である。

## **(3) 対象都市計画**

現時点で当該手続の必要性が想定される都市計画は、以下のとおりである。

- 環境影響評価法第2条第2項に規定する第一種事業に該当する都市施設又は第一種事業に係る市街地開発事業を都市計

画に定めようとする場合においては、構  
想段階手続を実施すべきである。

○ 環境影響評価法第2条第3項に規定す  
る第二種事業に該当する都市施設又は第  
二種事業に係る市街地開発事業を都市計  
画に定めようとする場合においては、構  
想段階手続を実施することが望ましい。  
この際、当該都市施設等について環境影  
響評価法に基づく配慮書手続を講じる場  
合においては、構想段階手続を実施すべ  
きである。

○ 第一種事業又は第二種事業に該当しな  
い都市施設又は市街地開発事業を都市計  
画に定めようとする場合であっても、当  
該都市施設等が円滑な都市活動の確保、  
良好な都市環境の保持その他都市計画上  
の見地から影響が大きいと認める場合  
においては、構想段階手続を実施するこ  
とが考えられる。

#### **(4) 標準的な手続**

都市計画決定権者は、地域の状況や対象と  
なる都市計画の特性等に応じ、個別に、都市  
計画の構想段階手続として講ずべき適切な手  
続を検討することが必要であるが、この際の  
基本となる標準的な手続は以下のとおりであ  
る。

##### **① 構想段階手続の要否の判断**

都市計画決定権者は、都市施設、市街地  
開発事業について、当該都市施設等の事業  
施行予定者とも協議の上、都市計画の手続  
の実施を検討する必要性が生じた場合に  
は、都市計画上の見地から当該都市施設等  
に係る都市計画の構想段階手続を行うこと  
とするかどうか判断するものとする。なお、  
都市計画決定される都市施設、市街地開発  
事業に関する構想段階における手続につい  
ては、当該都市施設等をどの段階で都市計  
画に定めよう判断するかによって、都市  
計画決定権者が都市計画の構想段階手続を  
行う場合以外に、事業施行予定者が行った  
当該段階における手続を受けて都市計画決  
定権者がその後の都市計画手続を引き継ぐ  
場合もあるところである。

## ② 複数の都市計画の概略の案の設定（位置等に関する複数案の設定）

都市計画決定権者は、都市計画に定めようとする都市施設等について都市計画の構想段階手続を行おうとする場合においては、都市計画のマスタープランとの整合性に留意し、また、都市計画上の目的に照らし、総合的な見地から、複数を基本として都市計画の概略の案を設定するものとする。

この際、本手続が都市計画の案を作成しようとする過程において講じられる手続であることに鑑み、案については、現実的かつ合理的な案を設定することが必要である。

## ③ 構想段階評価の実施

都市計画決定権者は、設定した都市計画の概略の案毎に、(5)に即して設定する評価項目について評価を行い、その結果をとりまとめ、公表するものとする。

この際、評価結果をとりまとめる過程、又はとりまとめた評価結果について、適切に住民意見や、関係者、関係行政機関等の意見を聴取するよう努めることが望まれる。住民意見の聴取にあたっては、公聴会等を開催するなど、都市計画法第 16 条に基づく手続として行うことも考えられる。

また、予め都市計画審議会に報告し意見を聴取する等の手続を講じることも考えられる。

(環境影響評価法に基づく配慮書手続との調整)

都市計画の構想段階手続の対象となる都市施設等について、環境影響評価法に基づき配慮書手続を行う場合においては、都市計画決定権者は、環境影響評価法令に基づき、配慮書等を公表しなければならないとされているほか、配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めることとされている。

この場合、配慮書を公表する時には、併せて構想段階評価の結果を公表するとともに、配慮書の案又は配慮書につ

いての一般の意見の聴取を行う時には、併せて構想段階評価の結果の案又は構想段階評価の結果についての一般の意見の聴取を行うことが望ましい。

#### ④ 都市計画の概略の案の決定（事業実施区域等の決定）

都市計画決定権者は、構想段階評価の結果及び当該評価結果に係る住民意見等を踏まえ、手続を行った当該都市施設等に係る都市計画の案の作成に先立ち、都市計画の概略の案を決定するものとする。

また、都市計画の概略の案は、都市計画の案の基となるものであることに鑑み、決定した概略の案を、必要に応じて、都市計画を定めようとする目的、当該概略案の選定理由、都市計画上の留意事項・配慮事項などの事項を附して、公表することが望ましい。この際、予め、都市計画審議会に報告し、意見を聴取する等の手続を講じることが考えられる。

（環境影響評価法に基づく方法書手続との調整）

都市計画の構想段階手続の対象となる都市施設等について、環境影響評価法に基づき配慮書を作成した場合においては、環境影響評価法第5条に基づく事業実施区域等の決定と、上記の都市計画の概略の案の決定は、一体的に行うものとする。

### （5）評価分野・評価項目

#### ① 基本的考え方

都市計画決定権者は、都市計画の構想段階評価を行うときは、都市計画法第13条の都市計画基準及び本運用指針に照らし、評価の対象となる都市計画に係る都市施設等ごとに、以下をもとに、適切な評価分野、評価項目を設定するものとする。

#### ② 都市施設に関する評価分野等

「都市計画の一体性・総合性の確保」、「自然的環境の整備又は保全」、「適切な規模及び必要な位置への配置」、「円滑な都市活動の確保」及び「良好な都市環境の保持」を基本に評価分野を設定し、対象地域の状況

や当該都市施設の特性等に応じ、分野ごとに必要な評価項目を設定するものとする。

③ 市街地開発事業に関する評価分野等

「都市計画の一体性・総合性の確保」、「自然的環境の整備又は保全」及び「施行区域の一体的な開発、整備の必要性」を基本に評価分野を設定し、対象地域の状況や対象事業の特性等に応じ、分野ごとに必要な評価項目を設定するものとする。

3. 都市計画の提案制度 (略)

4. 都市再生特別措置法に規定する都市計画の提案制度 (略)

3. 都市計画の提案制度 (略)

4. 都市再生特別措置法に規定する都市計画の提案制度 (略)